# 社会福祉法人恵徳会 定款細則

(令和2年3月17日改訂)

令和2年4月 1日施行

社会福祉法人恵徳会

# 社会福祉法人恵徳会 定款細則

# 第1章 総 則

(目的)

第1条 社会福祉法人恵徳会(以下「本会」という。)定款細則(以下「細則」という。)は、本会定款(以下「定款」という。)第40条の規定により本会の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

# 第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会運営規則)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別 途定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

# 第3章 評議員会

(理事及び監事の出席)

- 第3条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。
  - 2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

- 第4条 評議員会は、定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会から成る。
  - 2 その他必要がある場合に開催する評議員会のうち、事業計画及び収支予 算の審議のために開催する評議員会は、毎事業年度開始前に開催しなけれ ばならない。

(招集の手続)

- 第5条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の 事項を定め評議員会を招集する。
  - (1) 評議員会の日時及び場所
  - (2) 評議員会の目的である事項
  - (3) 評議員会の議案の概要
  - 2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

- 3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、 評議員会を招集することができる。
  - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
  - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする召集の通知が発せられない場合
- 4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が 第1項各号に掲げる事項を定めなければならない。

# (招集の通知)

- 第6条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前までに、 招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。
  - 2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的 方法により通知を発出することができる。

# (招集手続の省略)

- 第7条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、招集の 手続を経ることなく評議員会を開催することができる。
  - 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

# (議長)

第8条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

#### (評議員提案権)

- 第9条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。
  - 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を 提出することができる。
  - 3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合 又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができ る評議員の十分の一以上の賛成が得られなかった日から3年を経過してい ない場合は、この限りではない。

#### (評議員会の決議事項及び決議要件)

第10条 定款第10条に定める評議員会の決議事項および決議要件の一覧 は、**別表1の1**に記載のとおりとする。 2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

# (決議の省略)

第11条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員 (当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面 又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨 の評議員会の決議があったものとみなす。

# (評議員会への報告)

第12条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

# (理事等の説明義務)

- 第13条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合(次に掲げる場合を除く。)
    - (ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したの が、評議員会の日より相当の期間前である場合
    - (イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
  - (2) 当該事項について説明をすることにより本会その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
  - (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して 説明を求める場合
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき 正当な理由がある場合

#### (議事録)

- 第14条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、**別表 4**のとおり記載しなければならない。
  - 2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録に は、次の事項を記載しなければならない。
    - (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項を提案した者の氏名
    - (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
  - 3 評議員会への報告があったものとみなされた場合の評議員会の議事録に

- は、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 議事録は、主たる事務所は評議員会の日から10年間、従たる事務所は 評議員会の日から5年間、備え置かなければならない。

# 第4章 理事会

# (理事会の開催)

- 第15条 理事会は、毎会計年度に6月、10月~2月及び3月の年3回開催 する。
  - 2 その他、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事長が必要と認めたとき。
    - (2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
    - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を 理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求 をした理事が招集したとき。
    - (4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般 財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事に招集 の請求があったとき。
    - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

#### (招集者)

- 第16条 定款第25条第1項のとおり理事会は理事長が招集する。ただし次の事項の場合は除く。
  - 2 定款第25条第2項のとおり、理事長が欠けたとき又は理事長に事故が あるときは、副理事長が理事会を招集する。
  - 3 前条第2項第3号及び同条第2項第4号による場合は、理事が、前条第 2項第5号による場合は、監事が招集する。
  - 4 理事長は、前条第2項第3号又は同条第2項第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の 招集をしなければならない。

## (招集の手続き)

第17条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号

を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第15条第2項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

- (1) 理事会の日時・場所
- (2) 理事会の目的である事項
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招 集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

### (議長)

- 第18条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
  - 2 理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

# (理事会の決議事項)

第19条 定款第24条に定める理事会の決議事項の一覧は、**別表1の2**に記載のとおりとする。

# (理事による利益相反取引等の制限)

- 第20条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
  - (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
  - (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
  - 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して 理事会の承認を得るものとする。
  - (1) 取引をする理由
  - (2) 取引の内容
  - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
  - (4) 取引が正当であるあることを示す参考資料
  - (5) その他必要事項
  - 2 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認 を得るものとする。

#### (利益相反取引等の報告)

第21条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な 事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

#### (決議方法)

- 第22条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席 し、その過半数をもって決する。
  - 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
  - 3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

### (決議の省略)

第23条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものみなすものとする。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

## (報告の省略)

第24条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を 通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理 事長及び副理事長による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略す ることができない。

## (監事の出席)

第25条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べ なければならない。

#### (議事録)

- 第26条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、**別表5**の とおり事項を記載しなければならない。
  - 2 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を 記載しなければならない。
  - (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) (1)の事項を提案した理事の氏名
  - (3) 決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
  - 3 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
  - (1) 報告を要しないものとされた事項の内容
  - (2) 報告を要しないものとされた日
  - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
  - 4 議事録は、理事会の日から主たる事務所で10年間保存するものとする。

# 第5章 理事長等の執行権限

# (理事長等の専決事項等)

第27条 定款第24 条の定める理事長の専決事項及び定款第17条第2項 に定める副理事長が執行する業務は、別表2及び別表3に記載のとおりとす る。

# 第6章 監事

#### (監事の選任議案)

- 第28条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の 過半数の同意を得なければならない。
  - 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事 の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

#### (調査及び差止め請求)

- 第29条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
  - 2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違 反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当 該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事 に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

#### (理事会への報告)

第30条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれが あると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不 当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなけれ ばならない。

# 第7章 その他

#### (秘密の保持)

第31条 本会の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員(以下「役員等」という。)及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

# (改正)

第32条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

# 付 則

- この細則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この細則は、平成29年11月22日から施行する。
- この細則は、令和 2 年 4月 1日から施行する。

# 別表1の1 (定款第10条・定款細則第10条関係)

# 評議員会決議事項

内 容			根 拠 (社会福祉法。定款) 過半数		<ul><li>議 決 数</li><li>(</li></ul>	
	定款の変更	第45条36第1項	<ul><li>【法】定款の変更は、評職員会の決職によらなければならい。</li><li>【定款】第10条(5)・第13条第2項(2)・第38条(定款変更)</li></ul>		○ (法 45 条の 9 第 7 項の 3)	
法人運営に関わる事項	法人の解散	第 46 条第 1 項 第 1 号	[法] 社会福祉法人は次の事由によって解散する。評職員会の決職。 【定款第】36条(解散)		○ (法 45 条の 9 第 7 項の 4)	
	吸収合併契約 の承認	第 52 条 第 54 条の 2	[法] 吸収合併複線社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければ ならない。 [法] 吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければ ならない。 【定款】第13 条第 2 項(3)		○ (法 45 条の 9 第 7 項の 5)	
	新設合併の承 認	第 54 条の 8	【法】新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、新設合併契約の承認を受けなければならない。 【定款】第13 条第 2 項(3)		○ (法 45 条の 9 第 7 項の 5)	
役員の解任・選	役員、監査人 の選任	第 43 条第 1 項 【定款】第 10 条 (1) 【定款】第 16 条	【法】役員及び会計監査人は、評額員会の決議によって選任する。 【定款】第10条(権限)評額員会は、次の事項について決議する。 (1) 理事及び監拿の選任又は解任。	0		
	役員 (監事に 限る) の解任	第 45条の 4 第 1 項 【定款】第 13 条 【定款】第 10 条	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評職員会の決職によって当該役員を解任することができる。 ※ (評職員会の運営) 第45条の9第7項 前項の規定にかかわらず。次に掲げる評職員会の決職は、 議決に加わることができる評職員の8分2以上に当たる多数をもって行わなければならない。 第45条の4第1項の評職員会(監事を解任する場合に限る)。		○ (法 45 条の 9 第 7 項の 1)	
選任等(報酬	役員(監事以 外)の解任	第45条の4第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評職員会の決職によって、当該役員を解任することができる。 【定款】第 10 条(1)	0		
(報酬基準を含む)に関する事項	役員、監査人、 評議員の報酬 等の支給基準 の承認	第 45 条の 35 第 2 項	【法】前項の報酬等の支給の基準は、腎臓員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 【定數】第10条(2)(3)・第21条	0		
	理事の報酬	第45条の16第4項 準用 一般法人法第89条	【一般】第89条 理事の報酬等(報酬、賞与その他職務勢行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ)は、定款にその額を定めない時は、評職員会の決議によって定める。 【定款】第10条 (2) (3)・第21条	0		
	監事の報酬	第 45 条の 18 第 3 項 準用 一般法人法第 105 条	<ul><li>一般】第105条 監事の報酬等は、定款にその額を定めない時は、評議員会の決議によって定める。</li><li>【定款】第10条 (2) (3)・第21条</li></ul>	0		
財務に関する事項	事業計画書及 び収支予算書 等の承認ある いは決議	【定款】第 31 条	【定款】(事業計画及び収支予算) 第31条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎会計 年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更す る場合も、同様とする。	0		
	事業報告・決 算書類・財産 目録の承認	第 45 条の 30 第 2 項 【定款】第 32 条第 2 項	【法】理事は、第45条の28第8項の承認を受けた計算書類及び事業報告を定時腎職員会に提出し、 又は提供しなければならない。 2前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時腎職員会の承認を受けなければな らない。 【定款】(事業報告及び於算)第32条第2項 2前項の承認を受けた審額のうち第1号、第3号、第 4号及び第6号の書類については、定時腎職員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報 告し、その他の種類については、承認を受けなければならない。	0		
	基本財産の処 分	【定款】第 29 条	【定數】(基本財産の処分) 第29条基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及 び腎職員会の承認を得て、育奈県知事の承認を得なければならない。但し、次の各号に掲げる場合に は、育奈県知事の承認は必要としない。	0		
	残余財産の帰 属	【定款】第 37 条	【定數】(残余財産の帰属) 第 37 条 解散(合併又は破産による解散は除く。)した場合における残 余財産は、腎臓員会の決難を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法 人のうちから選出されたものに帰属する。	0		
	社会福祉充実 計画の承認	第 55 条の 2 第 7 項 【定款】第 10 条(8)	【法】社会福祉充実計画は、野職員会の承認を受けなければならない。	0		
その	役員等の責任 免除(全ての 免除)	第45条の20第4準 用 一般法人法第 112条	【一般】第 112 条 前条第 1 項(※第 111 条 理事、監事は、その實務を怠ったときは、一般社団法 人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。)の責任は、維粹職員の同意がなければ、 免除することができない。	× *	× 評議員の同意による	
他	役員等の責任 の免除 (一部 の免除)	第 45 条の 20 第 4 項 準用 一般法人法第 113 条	【一般】第 118 条 前項の規定にかかわらず、役員等の第 111 条第 1 項の責任は、当該役員等が職務 を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第 1 号に掲げる額から第 2 項に掲げる額を控除し て得た額を限度として、評職員会の決議によって免除する事が出来る。		〇 (法 45 条の 9 第 7 項 2	
			会で決議するもとして法令で定められた事項	0		

# 別表1の2 (定款第24条・定款細則第19条関係)

# 理事会決議事項

			在事去以嚴事吳	識	決 数
	内 容		根 拠 (社会福祉法。定款)		
	法人の業務 執行の決定	第 45 条の 13 第 2 項第 1 号	[法] 社会福祉法人の業務執行の決定。 【定象】第24条		
	評議員会の日 時及び場所、 目的である事 項の決定	第 45 条の第 10 項の 準用 一般法人法第 181 条	【一般】第 181 条 評職員会を招集する場合には、理事会の決難によって、次に掲げる事項を定めなければならない。 1 評職員会の日時及び場所 2 評職員会の目的である事項があるときは、当該事項。 3 前号 2 号に掲げるもののほか、法務 省令で定める事項。 【定款】(紹集)第 12 条 評職員会は、法令に別級の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。	0	
	評議員の招集	【定款】第 12 条 【定款細則】 第 5 条	「定款] (出集) 第12条 評職員会は、法令に別級の定めがある場合を除き、理事会の決職に基づき理事長が招集する。	0	
法人	理事会の招集 権者	第 45 条の 14 【定款】第 25 条	【法】理事会は、各理事が招集する。但し、理事会を招集する理事を定載又は理事会で定めたときはその理事が招集する。 【定載】第25条 理事会は、各理事が招集する。2理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事 会を招集する。	0	
法人運営に関わる事項	定款施行細則 の決定	【定款】第 40 条	【定教】(施行細則)第40条 この定象の施行についての細則は、連奉会において定める。	0	
わる事項	従たる事務所 その他の重要 な組織の設 置、変更及び 廃止	第 45 条の 13 第 4 項第 4 号	【法】従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止。	0	
	内部管理体制 の整備	第 45 条の 13 第 5 項	【法】理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備。	0	
	競業及び利益 相反取引の制 限	第 45 条の 16 準用 一般法人法第 84 条 第1項	[一般] 第84条 連事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 『定数細則】第20条、第21条	0	
	臨機の措置	【定款】第 35 条	【定款】(臨機の指置)第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに機務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする ときは、理事機数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。		〇 (理事総 数 の 3 分 の 2)
任等に開発の	理事長及び副 理事長の選 定・解職	第 45 条の 13 第 2 項 第 3 項 【定款】第 24 条 (3)	<ul><li>[法] 連季長及び業務執行連季の選定及び解職</li><li>【定款】(権限) 第24条(3) 理事長及び制理事長の選定及び解職。</li></ul>	0	
任等に関する事役員等の選任・解	重要な役割を 担う職員の選 任及び解任	第45条の13第4項 第3項 【定款】第22条	[法] 重要な役割を担う環員の避任及び解任。 【定款】(職員) 第 22 条 この法人に、職員を置く。2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員(以下「施設 長等」という。) は、理事会において、選任及び解任する。3 施設長等以外の職員は、理事長が任先する。	0	
	重要な財産の 処分及び譲り 受け	第45条の13第4項 第1項	<ul><li>[法]重要な財産の処分及び験り受け。</li><li>【定款】第29条(基本財産の処分)</li></ul>	0	
	多額の借財	第45条の13第4項 第2項	【法】多額の借財。	0	
財務	事業計画及び 収支予算書等 の承認あるい は決議	【定款】第 31 条	【定款】(事業計画及び収支予算) 第 31 条 この法人の事業計画審及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前 日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	0	
8・計画・報告に関する事項	事業報告及び 決算の承認	第 45 条の 28 第 3 項 【定款】第 32 条	【定教】(事業報告及び決算)第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸情対照表 (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書) (6) 貸情対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書 (6) 財産目録	0	
	基本財産の処 分	【定款】第 29 条	【定款】(基本財産の処分)第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び野職員会の承認 を得て、青森県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、青森県知事の承認は必要としない。	0	
	資産管理	【定款】第30条	【定款】(資産の管理) 第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。	0	
	会計処理の基 準	【定款】第34条	【定款】(会計処理の基準) 第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。	0	

会福祉法第		根 拠 (社会福祉法。定款)	過半数	3分の2
会福祉法第				
条の 20 第 項に規定す 責任の免除	第 45 条の 20 準 用 一般法人法 第第 114	【一般】第 114 条 第 112 条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人は、第 111 条第 1 項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事の過半数の同意によって免除することができる旨を定款で定めることができる。	0	
共事業の運 に関する事	定款例	【定款例】第○章 公益を目的とする事業 (種別) 第○条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつ つ、自立した生活を地域社会において、営むことができるよう支援することなどを目的とし て、次の事業を行う。 (1)○○の事業。(2)○○の事業。 2前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分2以上の同意を得なければな もたい		〇(理事 総数の3 分の2)
益事業の運 に関する事	定款例	【定款例】第○章 収益を目的とする事業 (種別) 第○条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。 (1)○○の事業。(2)○○の事業。 2前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分2以上の同意を得なければな		〇(理事 総数の3 分の2)
の他、理事会 <sup>、</sup>	で決議するもとして		0	
<b>₹</b>	共事業の選 こ関する事 益事業の選 こ関する事	定款例 は事業の選 こ関する事 定款例 の他、理事会で決議するもとして	で選事の過半数の同意によって免除することができる旨を定款で定めることができる。  「定款例】第○章 公益を目的とする事業 (種別) 第○条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において、営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。 (1) ○○の事業。(2) ○○の事業。 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分2以上の同意を得なければならない。  【定款例】第○章 収益を目的とする事業 (種別) 第○条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。 (1) ○○の事業。(2) ○○の事業。	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で

# 専決事項及び理事長専決権の受任職名一覧

理事長	專決事	専決受任者 項	理事長専決権の 受任者名			
	1	理事会・評議員会の招集に関すること。 (法令及び定款に定める招集者が行う招集を除く)				
	2	理事会・評議員会の議案の提出に関すること。 (法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く)	理 事 長 (副理事長)			
	3	削除	削除			
	4	予算編成及び決算調整に関すること。	理事長(副理事長)			
	5	予算の流用、予備費の計上及び使用に関すること。	理事長(副理事長)			
	6	短期の資金の借入及び返済に係る契約で借入限度額の範囲内のもの (多額の借入の場合を除く)	理事長(副理事長)			
	7	寄付の募集事務及び受入に関すること。 (寄付金の募集は除く。受入については法人に重大な影響があるものを除く)	理事長(副理事長)			
	8	債権の免除・効力の変更に関すること。 (法人に重大な影響があるものを除く)	理事長(副理事長)			
法人一般・人事に関する事案	9	法人の組織及び権限に関すること。 (法人に重大な影響があるものを除く)	理事長(副理事長)			
	10	利用者入所判定基準の策定に関すること。	理 事 長 (副理事長)			
	11	入所利用者の決定及び利用契約締結者に関すること。	理事長(副理事長)			
	12	苦情対応規程・第三者委員の選任に関すること。 (恵徳会利用者の苦情解決に関する実施要綱(3)①により理事長は理事会の選考 を得て任命する。)	理事長(副理事長)			
	13	職員の採用に関すること。 (園長及び施設長の重要な役職を除く)	理事長(副理事長)			
	14	職員の人事配置に関すること。 (園長及び施設長の重要な役職を除く)	理事長(副理事長)			
	15	有期契約職員の採用に関すること。	理 事 長 (副理事長)			
	16	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること。	園長及び施設長			
	17	時間外勤務命令及び旅行命令に関すること。	園長及び施設長			
	18	職員の昇給・昇格基準の決定に関すること。	理事長(副理事長)			
	19	職員の昇給者・昇格決定者の決定に関すること。	理事長(副理事長)			
	20	休職、復職、退職、育児・介護休業等に関すること。	理事長(副理事長)			

		専決受任者	理事長専決権の
	理事	長専決事項	受 任 職 名
	21	職員の表彰、制裁、解雇に関すること。	理 事 長 (副理事長)
	22	職員の人事記録及び身分証明書に関すること。	理 事 長 (副理事長)
	23	職員の諸手当に関すること。	施設長等 (園長)
	24	職員の健康診断の実施に関すること。	園長及び施設長
34	25	被服貸与等に関すること。	園長及び施設長
法人一	26	利用者の日常の処遇に関すること。	園長及び施設長
般・人	27	利用者の預り金等の日常の管理に関すること。	園長及び施設長
人事に関する事案	28	薬品、給食材料の処分に関すること。	園長及び施設長
する事	29	自動車の運行管理に関すること。	園長及び施設長
案	30	官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関すること。 (定例又は簡易な事項は除く)	園長及び施設長
	31	職員の日常労務管理・福利厚生に関すること。	園長及び施設長
	32	職員の研修に関すること。	園長及び施設長
	33	諸証明に関すること。	理事長(副理事長)
	34	金融機関を指定すること、資産管理の種類の変更に関すること。	理事長(副理事長)
	35	介護報酬・自立支援給付費・運営費・措置費等の収入に関すること。	園長及び施設長
収 支	36	過誤納金の充当又は還付に関すること。	理 事 長 (副理事長)
事案	37	受贈の承認、寄付に関すること。 (重要なものは除く)	理事長(副理事長)
	38	その他の債権に関すること。 (重要なものは除く)	理事長(副理事長)
	39	固定資産の取得及び処分等に関すること。 (「軽微なもの」に該当する場合)	理 事 長 (副理事長)
	40	売買、賃貸借、請負その他の契約で 1,000 万円を超えない場合の請負契約 又は委託契約事務・締結に関すること。 (「軽微なもの」に該当する場合)	理 事 長 (副理事長)
支 出	41	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関すること。	園長及び施設長
事 案	42	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入。	園長及び施設長
	43	緊急を要する物品の購入 (災害・故障・保守管理関係に限定)。	理 事 長 (副理事長)
	44	上記以外の支出等	別表 3 による

# 別表 3 (定款細則第27条、別表2の符号44関係)

# 支出に係る決裁基準表

区	_	適用		決裁権者及び決裁金額 (単位:万円以下)		
分	項 目			施設長等 ( 園 長 )	理事長(副理事長)	
	①固定資産・物 品等の購入	⑦及び®に 属するも のを除く	購 入総 額	500	左を超えるもの	
	②固定資産等の 除却、物品等 の廃棄	営業債権の 除却を含む	帳 簿 価 格	300	左を超えるもの	
全般的項目	③交際費等の支 出		1回 の金 額	Ο	_	
Î	④修繕費等の支 出	補修費、改修 費の支出を 含む	1件 の金 額	300	左を超えるもの	
	⑤教育・研修に 要する費用の 支出		_	Ο	_	
	⑥その他の費用 の支出	③~⑤に関 するものを 除く	1件 の金 額	0	_	
	⑦商品等の仕 入	商品・製品・ 半製品の仕 入に限る	1回 の金 額	Ο		
製造	<ul><li>⑧原料、材料の 購入</li></ul>	重要性の乏 しいものを 除く	11	Ο		
製造関連項目	● ●外注加工の発 注	製造原価に算入れる外に対する	1件の 金 額 差	20%以上	_	
	·	となるもの に限る	益 割 合	20%未満 10%超 } 〇 10%未満 5%超		
***	⑩受注契約等	受注に関す る見積もり を含む	1件 の金 額	Ο		
営業関連を	⑪広告宣伝費	営業活動に 係るものに 限る	II	0	_	
連項目	⑫売上値引	受注時の値 引きを含む	11	0		
	⑬売上割戻	売上割引を 含む	11	0		
	⑭手形の振出 し			0	0	
その	⑮手形の引受、 割引			0	0	
その他項目	⑯予算の項目間 流用			0	0	
	⑦金融機関との 取引の開始又 は廃止			Ο	0	

⑱契約の締結	既契約の更 新継続を含 む。重要性の 乏しいもの 及び⑩を除 く	0	0
19リース契約		1,000	左を超えるもの

## 定款細則 14条第1項に定める 評議員会 議事録記載事項

#### 記載事項

#### 法 令

- 1 開催日時・場所。
  - (当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議 員会に出席した場合における当該出席の方法 を含む。)
- 2 議事の経過の要領及びその結果。
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員がある場合は、当該評議員の氏名。
- 4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は 発言の内容の概要。
- (1) 監事が、監事の選任もしくは解任又は辞任について意見を述べたとき。
- (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき。
- (3) 監事及び理事が評議員に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき。
- (4) 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき。
- 5 出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称。
- 6 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名。
- 7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。

#### 【施行規則】第2条の15

法第45条の11第1項の規定による評議員の議事録の作成については、この条の定めによるところによる。

- 3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とす るものでなれればならない。
- 一 評議員会が開催された日時及び場所。(当該場所 に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が 評議員会に出席した場合における当該出席の方法 を含む。)
- 二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果。
- 三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名。
- 四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言がるときは、その意見又は発言 の内容の概要。
- イ 法第 43 条第 3 項において準用する一般社団法 人及び一般財団法人に関する法律第 74 条第 1 項 (法第 43 条第 3 項において準用する一般社団法 人及び一般財団法人に関する法律第 74 条第 4 項 において準用する場合を含む。)
- ロ 法第 43 条第 3 項において準用する一般社団法 人及び一般財団法人に関する法律第 74 条第 2 項 (法第 43 条第 3 項において準用する一般社団法 人及び一般財団法人に関する法律第 74 条第 4 項 において準用する場合を含む。)
- ハ 法第45条の18第3項において準用する一般社 団法人及び一般財団法人に関する法律第102条。
- 二 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社 団法人及び一般財団法人に関する法律第 105 条第 3 項。
- ホ 法第45条の19第6項において準用する一般社 団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第 1項。
- へ 法第45条の19第6項において準用する一般社 団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第 2項。
- 五 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会 計監査人の氏名または名称。
- 六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名。
- 七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名。

### 定款細則第26条1項に定める 理事会 議事録記載事項

#### 記載事項

#### 法 令

- 1 開催日時・場所。
  - (当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席 した場合における当該出席の方法を含む。)
- 2 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨。
- (1) 理事の請求を受けて招集されたもの。
- (2) 理事長以外の理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの。
- (3) 監事の請求を受けて招集したもの。
- (4) 監事が招集したもの。
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果。
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有 する理事があるときは、当該理事の氏名。
- 5 次の意見発言があるときは、その意見又は発言 の内容の概要。
- (1) 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告。
- (2) 理事が不正行為をしたと認められるとき等に おける監事の報告。
- (3) 理事会で述べられた監事の意見。
- 6 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事 とする旨を定めているときは、理事長以外の理 事であって、理事会に出席した者の氏名。
- 7 理事会に出席した監事の氏名又は名称。
- 8 議長の氏名。

#### 【施行規則】(理事会の議事録) 第2条の17

- 3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とす るものでなければならない。
- 理事会が開催された日時及び場所。(当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)
- 二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当する ときはその旨。
  - イ 法第 45 条の 14 第2項の規定による理事の請求を 受けて招集されたもの。
  - ロ 法第 45 条の 14 第 3 項の規定により理事が招集したもの。
  - ハ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団 法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 2 項 の規定による監事の請求を受けて招集されたもの。
  - 二 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団 法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 3 項 の規定により監事が招集したもの。
- 三 理事会の議事の経過の要領及びその結果。
- 四 決議を要する事項について特別の利害関係を有 する理事があるときは、当該理事の氏名。
- 五 次に掲げる規定により理事会において述べられ た意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容 の概要。
  - イ 法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般社団 法人及び一般財団法人に関する法律第 92 条第 2 項。
  - ロ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団 法人及び一般財団法人に関する法律第 100 条。
  - ハ 法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般社団 法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 1 項。
- 六 法第 45 条の 14 第 6 項の定款の定めがあるとき は、理事長以外の理事であって、理事会に出席し たものの氏名。
- 七 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称。
- 八 理事会の議長が存するときは、議長の氏名。